

大地申
第9号

「営業関係施策」に関する解明申し入れ交渉開催! その1

12月5日、大地申9号「営業関係施策」に関する解明申し入れ交渉を行いました。今交渉はコンプライアンス違反の是正と正常な施策の実施を求めた大地申8号交渉の中で「コンプライアンス違反にならない根拠は解明交渉の中で示す」との回答を受け、1項目から議論しました。

また、本施策はライフサイクルの深度化施策とも大きく関係することから、組合員の不安解消と働きがいの創出のために交渉を行ってきました。

1. 今施策でコンプライアンス違反とならない根拠を明らかにすること。

回答：施策の実施にあたっては、確実な業務遂行やコンプライアンスを意識して行っていく考えである。

組合：委託前に委託先の社員が実習することが可能な根拠は何か？

会社：会社間で実習に関する書面を取り交わしている。

組合：遺失物の取り扱いにおいて、ID・PWは本体社員の物を使用していることが一番の不安。実習の方にID・PWを付与できないのか。

会社：機器操作上、付与することは可能。ただ、実習中であれば教える側の社員が責任を持ってやって頂きたい。実習生が処理することは考えにくい。どう管理していくかは、整理していく。委託後は委託先で管理していくことになる。

組合：ID・PWを個別に与える根拠はなにか。

会社：誰が何を処理したのか明確にする必要があるから。

組合：自分のIDを他人に教えてはならないとされているが、今回は教えている。そしてその方が退職してしまっている。

会社：会社間で守秘義務について書面を交わしている。組合の主張も分かる。業務していないときにIDが使われていないかなど確認していく。今回会社側の伝え方にも問題があった。

組合：PWは個人で変更可能なので注意喚起してほしい。

会社：注意喚起は出来る。実習再開に向けルールを明確にし、PWは変更するよう周知していく。

組合：現場の不安を解消して進めていただきたい。

会社：CSPが全て責任を持つ。違反があってもJRは損害を受けない。実習に来るのは鉄道の警備を行っている会社である。現場の不安解消に努めていく。

◆会社間で取り交わしている書面には以下の内容が盛り込まれていることを確認!

- ①他会社が施設内に入っていることによる現金等のトラブルについて
- ②他会社が施設内にいることで社内情報が流出する危険性について
- ③個人情報が含まれる遺失物を扱う事によるトラブルについて



確認!!

職場の不安を解消した上で進めていく事を認識一致しました!!

その2へ続く